

23 国際第 240 号
平成 23 年 6 月 9 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制について（輸入停止措置の追加）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、韓国は、5 月 1 日より日本から韓国へ食品を輸出する際に、輸出国の管轄当局が発行する証明書を必要としていました。

このことを受けて、「韓国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 29 日付け、23 国際第 130 号農林水産省大臣官房国際部国際協力課長他 1 名の連名）により、既に証明書発行のご協力をいただいているところです。また、その際に、「輸入停止措置の継続」についてもお知らせしてしました。

韓国食品医薬品安全庁は、輸入停止措置の対象となる地域及び品目について、これまでの規制対象に加え、新たに以下の規制を行うことを 6 月 8 日に発表いたしましたので、その内容についてお知らせいたします。

新たに追加された輸入停止措置地域、品目及び実施日

地域名	輸入暫定中断品目	日付け
福島県	たけのこ、くさそてつ(こごみ)	5月12日
茨城、神奈川、千葉、栃木県	茶	6月3日
福島県	梅	6月3日